

特許法	判決年月日	令和8年1月15日	担当部	知財高裁第1部
	事件番号	令和7年(行ケ)第10039号		
○ 発明の名称を「活性エネルギー線硬化性樹脂組成物、ハードコート積層フィルム、及びガラス外貼り用フィルム」とする特許発明について、特許異議の申立てに基づく特許取消決定の取消訴訟について、主引用発明に副引用例記載の事項を採用する動機付けがあるとはいえないとして、特許を取り消した原決定が取り消された事例				

(事件類型) 特許取消決定取消 (結論) 決定取消

(関連条文) 特許法29条2項

(関連する権利番号等) 特許第7353441号

(原決定) 異議2024-700281号

判 決 要 旨

1 原告は、発明の名称を「活性エネルギー線硬化性樹脂組成物、ハードコート積層フィルム、及びガラス外貼り用フィルム」とする特許第7353441号(本件特許)に係る特許権者である。

本件特許につき特許異議の申立てがされ、原告が特許請求の範囲を訂正する訂正請求をした。特許庁は、上記訂正を認めた上、進歩性を欠くことを理由として、「特許第7353441号の請求項1～7、9、10に係る特許を取り消す。特許第7353441号の請求項8に係る特許を維持する。」との本件決定をした。

原告は、本件決定のうち特許を取り消した部分の取消しを求める本件訴訟を提起した。

2 本判決は、要旨次の理由により、原告の主張する取消事由には理由があるとして、本件決定を取り消した。

主引用発明である甲2発明は、紫外線の吸収特性、熱線の吸収特性、耐傷付き性、透明性、耐候性、塗膜密着性に優れるガラス外貼り用フィルムを提供することを課題とし、これを解決するため、ポリエチレンテレフタレートフィルム的一方の面にアンカーコート層及びハードコート層を積層し、他方の面に熱線吸収剤を含む裏面コート層及び粘着層を積層したガラス外貼り用フィルムにおいて、ポリエチレンテレフタレートフィルム、アンカーコート層及びハードコート層の全てに紫外線吸収剤を配合するとともに、紫外線吸収剤の最大吸収波長を各層で特定範囲に設定し、かつ、ハードコート層において紫外線吸収剤が樹脂成分と結合してなる構成としたものである。ここで、甲2には、アンカーコートに用いる紫外線吸収剤としては、最大吸収波長が360nm以上400nm以下であるものの中から適宜選択すればよいが、ベンゾフェノン系が好ましい旨が記載されている。

他方、副引用例である甲1には、紫外線吸収剤に相当する「2-(2'-ヒドロキシ-5'-メタクリロキシエチルフェニル)-2H-ベンゾトリアゾール」の最大吸収波長を読み取ることができる記載はない。

そうすると、アンカーコートに用いる紫外線吸収剤として、最大吸収波長が360nm以上400nm以下であるものの中から適宜選択すればよいとされる甲2発明に接した当業者が甲1の記載に接したとしても、最大吸収波長が明らかではない甲1吸収剤を、甲2発明のアンカーコートに用いる紫外線吸収剤として採用する動機付けがあるとはいえず、これを左右する技術常識等も認められない。

よって、当業者が、本件優先日当時、甲2発明及び甲1の記載に基づいて、相違点2に係る本件訂正発明1の構成に容易に想到できたということはできず、これを容易に想到できるとした本件決定には誤りがある。

以 上